



明日の笑顔がココにある

アイドカ AIDCA トピックス

毎月2と5のつく日はニコニコ保険相談デー
無料相談受付中！
相談ご希望の方は、お電話でご予約下さい

総合保険代理店 有限会社 アイドカ

盛岡市高松2-2-7

TEL019-663-8113 FAX019-663-8114

発行日 2006年2月10日 第76号

発行部数 郵送:450 FAX:550 メール:50

三井住友積立普通傷害保険「MS105」

三井住友海上火災保険で発売している積立傷害保険です。
(満期返戻金が受け取れるタイプです) 保険期間の補償としては日本国内および海外で、偶然な事故にあい怪我をされた時に保険金が支払われます。(死亡・後遺障害、ケガでの入通院の補償有。死亡・後遺障害のみのコースも有)

保険期間は10年のみで、一時払い保険料は100万円、200万円、300万円、500万円、1000万円の5パターン用意し、満期返戻金は、100万円につき5万円。

(例えば300万円コースの場合15万円)

お支払いただく保険料は、損害保険料控除の対象となり保険期間10年間の契約については、所得税については最高15000円まで、住民税については最高10000円
毎年の課税対象額から控除されます。(注①)

1000万円お預け頂いても、一時所得ですから50万円ま実質非課税で満期返戻金を受け取れるのも魅力の商品です。

※注①の損害保険料控除は、平成18年12月末までにご契
頂いた場合です。損害保険料控除廃止に伴い来年以降
ご契約されても控除は受けられません。詳しくは右の地震
保険料控除創設の記事をご覧下さい。

カウンセリング「心理臨床オフィスすがわら」

「心理臨床オフィスすがわら」は臨床心理士によるカウンセリング専門のオフィスです。専門的トレーニングを受けたカウンセラーとの対話によって様々な心の問題を共に考え解決していくこうとする場です。

臨床心理士 菅原 憲(すがわら けん)様

ご予約 / 電話番号 019-624-7783

(開業日 月曜・水曜・金曜・土曜日)

予約制となっております。お電話にてご予約下さい。

税制改正・地震保険料控除創設

2006年の税制改正大綱の中で新たに 地震保険料控除が創設されました。

① 控除の限度額

所得税：地震保険料の全額について5万円限度。

個人住民税：地震保険料の2分の1について
2万5000円限度。

[例] 地震保険料が4万円の場合、所得税においては4万円、個人住民税においては2万円が所得から控除できます。

[適用時期]

今回の改訂は2007年1月以降の所得税について適用されます。個人住民税については2007年の所得をベースに2008年に納付する個人住民税から適用されます。

② 現行の損害保険料控除制度の廃止

但し、以下の経過措置があります。

[経過措置]

2006年12月末までに締結された長期契約(契約期間が10年以上で満期返戻金のある契約)については、当該契約の満期までは現行の損害保険料控除(所得税最高1万5000円、個人住民税最高1万円)の適用があります。この場合、経過措置による長期契約の控除と地震保険料控除額を合計して所得税は5万円限度、個人住民税は2万5000円限度となります。

現在火災保険にはご加入されている方でも地震保険へ加入されている方は少ないのが現状です。地震災害対策として、また税控除の有効な手段としても、地震保険について検討してみませんか。詳しくは弊社へお問合せ下さい。